



# ごみ・生活

## ごみの収集

ごみ

問 環境課 ☎ 048-556-9530

各地区的収集日や分別方法については“家庭ごみの出し方”のポスターなどごみ分別マニュアルに従い、決められた日の午前8時30分までに決められた集積所に出してください。

### 可燃ごみの収集

生ごみはよく水を切り、紙袋に入れて出してください。週3回または週4回収集しています。



### 不燃ごみの収集

板ガラス、発泡スチロール、ビニール、プラスチック、陶器類などの不燃ごみは、ビニール袋に入れて出してください。週2回収集しています。



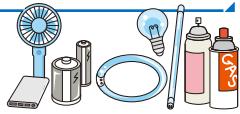
### 粗大ごみの収集

家具や布団、電化製品などの粗大ごみは、月1回収集しています。



### 有害ごみの収集

ハンディファン、モバイルバッテリー、乾電池、リチウムイオン電池、蛍光灯、電球、体温計、スプレー缶、ガスボンベ(カートリッジ式)などは月1回収集しています。



### 缶・ビン類の収集

スチール缶(スプレー缶などを除く)、アルミ缶、空き瓶は、月2回収集しています。それぞれ決められたコンテナに分けて出してください。



### 紙・布類の収集

新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑紙、布類は、月1回収集しています。また、地区によっては子ども会などで集団回収を実施しています。



### 集積所に出せない物

スプリングマットレス、自家用自動車およびバイクのバッテリー、プロパンガスのボンベ(2~5kg用)は粗大ごみ処理場へ直接搬入してください。

タイヤ、オートバイ、モーター、ピアノ、鉄線、石、コンクリート、れんが、土砂、焼却灰、農機具、農業用ビニール、消火器、畳、浴槽、薬品、ペンキ・オイルなどの油脂類は収集しません。(これらの処分については、購入店または民間の廃棄物処理業者にご相談ください)

また、テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫および冷凍庫の家電6品目は家電リサイクル法により収集しません。



### 水道料金の計算方法

次の表により算定した金額に基づき、計算します。

※算定した合計金額の1円未満は、切り捨てる。

### 水道料金(2カ月につき)(税込み)

用途	口径 (mm)	基本水量	基本料金 (円)	従量料金(1m <sup>3</sup> につき 円)					
				13~20m <sup>3</sup>	21~40m <sup>3</sup>	41~100m <sup>3</sup>	101~200m <sup>3</sup>	201~1,000m <sup>3</sup>	1,001m <sup>3</sup> ~
一般用	13	12m <sup>3</sup> まで	2,860	11.0	159.5	167.2	191.4	215.6	239.8
	20		3,080						
	25		8,800						
	40		16,500						
	50		26,400						
	75		34,100						
	100		41,800						
	150		49,500						
臨時用		12m <sup>3</sup> まで	2,970	245.3	283.8	308.0	345.4	369.6	

### 水道料金の支払い

水道料金は、水道利用者のメーターの検針を2カ月に1度行い、その間に使用した水量により、水道料金を支払っています。支払いは、便利な口座振替をお薦めします。

次の金融機関で、口座振替および納入通知書での支払いが利用できます。

- ▶埼玉りそな銀行本・支店 ▶りそな銀行本・支店
- ▶武蔵野銀行本・支店 ▶足利銀行本・支店
- ▶東和銀行本・支店 ▶群馬銀行本・支店(口座振替のみ)
- ▶埼玉県信用金庫本・支店 ▶熊谷商工信用組合本・支店
- ▶ほくさい農業協同組合各支店
- ▶ゆうちょ銀行・郵便局(納期限内のみ)
- ▶中央労働金庫本・支店(口座振替のみ)
- ▶川口信用金庫本・支店(納入通知書のみ)

また、次のコンビニエンスストアおよびキャッシュレス決済アプリでもお支払いできます。(納期限内のみ)

- ▶セブン-イレブン ▶ローソン ▶ファミリーマート
  - ▶ミニストップ ▶ポプラ ▶生活彩家 ▶くらしハウス
  - ▶スリーエイト ▶セイコーマート ▶ハマナスクラブ
  - ▶デイリーヤマザキ ▶ヤマザキデイリーストア
  - ▶ヤマザキスペシャルパートナーショップ
  - ▶ニューヤマザキデイリーストア ▶MMK設置店
  - ▶PayB、楽天銀行コンビニ支払サービス(※楽天ペイではありません)、PayPay、FamiPay、auPay、d払い
- ※取扱金融機関などは変更となる場合がありますのでご了承ください。

## こんなときには届け出を

水道は、家ごと（マンションやアパートの部屋も1つの家として取り扱います）に市へ届け出をしてから使用することになります。次のような場合は水道課に連絡してください。

### 新しく水道を使うとき

- ▶ 家を新築したとき
- ▶ 引っ越してきたとき

### 水道の使用をやめるとき

- ▶ 引っ越しをするとき
- ▶ 家の改築や長い間留守になるときなどで、一時水道の使用をやめるとき

### 水道料金納付書などの送付先を変更するとき (納付書などの送付先変更)

## 水道工事の申し込み

行田市指定給水装置工事事業者へ申し込んでください。手続きから施工まで一切のことを行います。

## 行田市指定給水装置工事事業者一覧

市内の指定給水装置工事事業者は市ホームページからご確認ください。



## 下水道

問 下水道課 ☎ 048-564-0303

## 下水道使用料

水道使用者の下水道使用料は、水道使用水量によって算出します（水道使用水量 = 下水排水量）、水道料金と併せて徴収します。

また、井戸水を使用するときは、下水道課に届け出が必要です。井戸水分の下水道使用料は、一般家庭で井戸水のみ使用の場合1人16m<sup>3</sup>（2カ月）を世帯の人数により認定します。水道と併せて使用の場合1人6m<sup>3</sup>（2カ月）を世帯の人数により認定し、水道分の下水排水量に加え使用料を算出します。この他、下水道課と協議の上、計測メーターを設置することもできます。詳しくは、下水道課までお問い合わせください。

### 一般家庭用 下水道使用料（2カ月につき）（税込）

16m <sup>3</sup> まで	基本料金	1,557円
16m <sup>3</sup> を超える60m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> 当たり	138円
60m <sup>3</sup> を超える100m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> 当たり	165円
100m <sup>3</sup> を超える200m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> 当たり	178円
200m <sup>3</sup> を超える400m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> 当たり	198円
400m <sup>3</sup> を超える1,000m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> 当たり	211円
1,000m <sup>3</sup> を超える2,000m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> 当たり	224円
2,000m <sup>3</sup> を超えるもの	1m <sup>3</sup> 当たり	237円

※実際の請求金額は、税抜きの合計金額に消費税率を乗じて算出しますので、差異が生じることがあります。

※上水道を使用されている方は水道料金も掛かります。水道料金については78ページをご参照ください。

## 排水設備の改造に関する貸付制度

下水道に接続する排水設備の改造工事については、一定の条件を満たすと最高50万円を限度とした貸付制度が利用できます。

## ディスポーザ排水処理システムの取り扱い

市では、「ディスポーザ排水処理システム」を排水設備として設置し、公共下水道に接続する場合に、「行田市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱」に基づき、設置を認めています。詳しくは下水道課までお問い合わせください。

なお、直投型ディスポーザの設置は認めていません。

## 排水設備工事の申し込み

市の指定する下水道排水設備指定工事店へ申し込んでください。手続きから施工まで一切のことを行います。

## 下水道排水設備指定工事店一覧

市内の下水道排水設備指定工事店は市ホームページからご確認ください。



## 浄化槽

問 環境課 ☎ 048-556-9530

浄化槽の設置（開始）、廃止や管理者変更などの際は環境課へ届け出が必要です（建築基準法の規定に基づく手続きを行う場合を除く）。また、管理者は、保守点検、清掃、法定検査などの維持管理が義務付けられています。

## し尿

問 環境課 ☎ 048-556-9530

許可業者によるくみ取りを実施しています。新規にくみ取りを希望する場合や世帯人数の変更、取り消しなどは許可業者に連絡してください。

手数料は、行田市条例の定めにより次のとおりです。

区分	料金
普通便槽	1世帯につき月額470円 世帯員1人につき月額313円
特殊便槽（無臭トイレ）	1世帯につき月額470円 世帯員1人につき月額313円
事務所などの便槽および 簡易水洗便槽	1基につき月額261円 1施設につき月額523円 36リットルにつき313円

※月2回以上のくみ取りは、36リットルを1本とし、1本当たり313円となります。

## ○ 1ヶ月の料金(計算例)

▶ 普通便槽で3人世帯の場合

470円+939円(313円×3人)=1,409円

▶ 特殊便槽で2人世帯の場合

470円+626円(313円×2人)+261円=1,357円

▶ 事務所や簡易水洗便槽の場合

523円+くみ取った量(本数※)×313円

※1本=36リットル

## 暮らし

### 日常生活全般

#### 犬を飼うときは

問 健康課 ☎ 048-556-1111

飼い犬は、生涯1回の登録と毎年1回狂犬病予防注射を受け、鑑札と注射済票を首輪に付けておきましょう。集合狂犬病予防注射の日程は「市報ぎょうだ」などでお知らせします。犬の登録と注射済票の交付は健康課で行います。放し飼いやふんの不始末など、他人の迷惑になるような飼い方をしないよう心掛けましょう。

#### 犬・猫に関する相談

終生飼うことができるか、飼う前によく考えましょう。

▶ 犬の相談 埼玉県加須保健所 ☎ 0480-61-1216

▶ 猫の相談 埼玉県動物指導センター ☎ 048-536-2465

#### 公害についての相談

公害についての相談を受け付けます。

▶ 大気汚染・水質汚濁・土壤汚染・地盤沈下の相談

埼玉県東部環境管理事務所 ☎ 0480-34-4011

▶ 騒音・振動・悪臭の相談

行田市環境課 ☎ 048-556-9530

## 空き地の適正な管理

空き地は普段から適正な管理を行わないと、雑草などが繁茂し生活環境の悪化を招きます。近隣住民の安全と生活環境を守るためにも、所有者(管理者)は責任を持った管理をお願いします。

## 市内循環バス

問 交通政策課

高齢者や運転免許証を持たない方の移動手段の確保や、市内施設および観光施設利用者などの利便性の向上を図るため、市内循環バスを運行しています。

#### ○ 運行日

年末年始(12月29日～1月3日)を除く毎日

#### ○ 運賃

1人1回200円…観光拠点循環・西循環・南大通り線

(ただし、未就学児は申告により、障がい者は障害者手帳の原本または障害者手帳アプリ「ミライロID」手帳面の提示により無料。また、障がい者1人につき介助者1人は無料。75歳以上の方は市内循環バス無料乗車証またはデマンドタクシー利用登録証の提示により無料)

※運賃のお支払いには現金の他にキャッシュレス決済をご利用いただけます。  
路線によって利用できる決済方法が異なりますのでご注意ください。

#### ○ 回数券

購入される方は、運転士にお声掛けいただきか、各運行事業者の事業所でお買い求めください。

1,000円(50円券×22枚つづり)

3,000円(50円券×68枚つづり)

5,000円(50円券×118枚つづり)

#### ○ 乗継券

他の路線を乗り継いで目的地に向かう場合、  
乗継券(乗り継ぎは1回のみ)を発行しますので、  
必要な方は運賃をお支払いの際に運転士に申  
し付けください。時刻表や路線図は市ホームページ  
をご確認ください。



市内循環バス  
ホームページ

## 乗合型AIオンデマンド交通「うきしろ号」

「自家用車がなくても安心して移動できる行田」に向か、AIを活用し、利用者の予約に応じた配車により効率的な輸送を行う乗合型の交通「うきしろ号」の運行を行っています。

### 利用できる方

本市に住民登録があり、事前に利用者登録をされている方（75歳以上の高齢者と同乗する付添人1人および障がい者と同乗する介助者1人は利用者登録不要）

**運行区域** 市内全域（自宅もしくは指定乗降場所での乗降に限る）

**運行日** 月～土曜日（日曜日、祝日および年末年始運休）

**運行時間** 午前7時30分～午後6時30分

**運賃** 次の区分のとおりです。お支払いには、現金の他に各種キャッシュレス決済をご利用いただけます。

区分	運賃
一般	600円
75歳以上の高齢者（付添人1名まで同額） 運転免許証自主返納者	500円
障がい者（介助者1名まで同額） 妊娠婦 <b>※1</b>	300円
小・中学生	300円
未就学児	無料

**※1 妊娠中または出産後1年未満の方**

### 利用者登録

「利用者登録申請書」をご提出ください。

#### 【提出方法】

- ▶ 持参・郵送（交通政策課窓口）
- ▶ FAX(048-556-2117)
- ▶ Web申請（電子申請・届出サービス）

※利用者登録申請書の提出後、約2週間で利用者登録完了通知が届きます。  
通知が届き次第、予約ができるようになります。

※利用者登録時にWeb予約・LINE予約を希望された方には、IDと初期パスワードを登録完了通知に記載しますので、大切に保管してください。

Web申請は  
こちらから



予約方法や利用方法は  
「うきしろ号 HP」から



## 日本版ライドシェア

行田市内での夜間における駅や市内での飲食後などの移動手段を確保するために、タクシーが不足する時間帯に、タクシー事業者の管理の下で、地域の自家用車や第一種運転免許を保有する一般ドライバーを活用した有償の運送サービスです。

### 利用できる方 どなたでも利用可

**運行区域** 出発地は行田市内に限定、目的地は限定しません。

**運行日** 火～土曜日

**運行時間** 午後8時30分～翌午前1時30分

**利用方法** タクシーアプリ「GO」による配車  
※電話からの配車は受け付けておりません

**運行事業者** 昭和タクシー株式会社



タクシーアプリ  
「GO」について

## 児童交通公園の利用

児童交通公園（富士見町2-9 ☎048-555-2300）は、遊びを通じて交通ルールなどを身に付けていただく施設です。個人で利用するときは直接公園管理事務所へ、また団体で利用するときは、利用予定日の5日前までに交通政策課へ申請してください。公園および自転車などの使用は無料です。

## 交通安全教室

子ども会、母の会、老人クラブなどの要請に応じて交通安全教室を開いています。開催希望日の1ヶ月くらい前までに交通政策課へお申し込みください。

## 道路反射鏡（カーブミラー）などの設置等

道路反射鏡や路面表示などの交通安全施設の設置や修繕については、交通政策課へご相談ください。

## 行田市交通災害共済

交通災害共済は、市民の皆さんのが会費を出し合って、加入している方が交通事故に遭われた時に見舞金を支給する互助制度です。

**加入資格** 行田市の住民基本台帳に登録されている方

**共済会費** 1人年額500円（10月1日以降加入の場合は250円）

**共済期間** 4月1日から翌年3月31日まで

### 支払い対象事故

国内の道路上において、車両（自動車、自転車など）乗車中に発生した衝突、接触などによる事故または歩行中に発生した走行中の車両との事故

### 支払い見舞金

- ▶ 死亡見舞金120万円
- ▶ 後遺障害見舞金（身体障害者福祉法5級以上3級以下）60万円、（2級以上）70万円
- ▶ 医療見舞金14,000円～14万円（治療日数による）

## 見舞金の請求

請求に必要な書類は、交通政策課に用意していますので、次の書類などを持参の上、手続きを行ってください。

①交通災害共済会員証

②交通事故証明書

③診断書(実治療日の分かるもの)

※死亡の場合は死亡診断書、受取人の印鑑登録証明書

※請求期間は事故発生から2年以内(後遺障害は3年以内)です。期間を過ぎると見舞金が支払われませんので、ご注意ください。治癒したら早めに請求しましょう。

※交通災害共済の加入期限は3月末日までですので、期限に注意して毎年加入の手続きをしましょう。

## 交通遺児家庭に入学準備金の支給

市では、小・中学校、高校(高等専門学校・専修学校を含む)などに入学する交通遺児家庭へ入学準備金を支給しています。受給資格は、行田市に1年以上居住している保護者です。申請が必要となりますので、交通政策課にご相談ください。

## 市営住宅

問 埼玉県住宅供給公社 熊谷支所 ☎048-577-6043

市営住宅(9団地477戸)の入居の申し込みを受け付けています。市営住宅の家賃は入居者の収入に応じた家賃算定基礎額に住戸面積や立地条件、建築経過年数などを加味して決定します。

### 申し込み資格

- ▶ 同居する親族(内縁関係および婚約者を含む)がいること。ただし、条件により単身でも入居できる住宅があります。
- ▶ 入居しようとする世帯の収入月額が収入基準の範囲内にあること。
- ▶ 市内に住所または勤務場所があること。
- ▶ 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。
- ▶ 市税(国民健康保険税、軽自動車税を含む)を完納していること。
- ▶ 申込者または同居者が暴力団員でないこと。

### 申し込み手続き

埼玉県住宅供給公社 熊谷支所までお問い合わせください。

## 家を建てるときは

問 建築開発課 ☎048-550-1551

都市計画法、建築基準法に基づいて、いろいろな制限規定が定められています。建物を建てる際には、あらかじめ建築開発課にご相談ください。

### 開発許可制度

開発許可制度は、開発区域の規模および予定建築物の用途に応じて、道路、公園、排水、給水などの必要な施設の設置を義務付け、良好な水準の都市形成の誘導を図るとともに、市街化調整区域にあっては一定のものを除き開発および建築などの行為を制限して、無秩序な市街化を防止する目的を達しようとしているものです。

市内で以下の規模の開発行為を行う場合、開発許可申請が必要です。

市内全域 (行田都市計画区域)	市街化調整区域	原則、規模にかかわらず 必要
	市街化区域	500m <sup>2</sup> 以上

## 用途地域の確認

都市計画法に基づいて、用途地域が定められています。地域によっては建築できる建物とできない建物がありますので、ご注意ください。詳細については、「用途地域別の建築物の用途制限」を参照してください。

## 建ぺい率・容積率

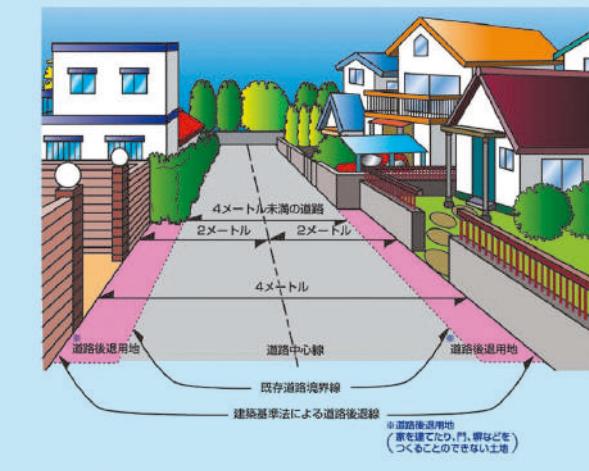
建ぺい率(建築面積の敷地面積に対する割合)と容積率(延べ面積の敷地面積に対する割合)は、用途地域によって定められています。

用途地域	建ぺい率	容積率
第一種低層住居専用地域	50%	80%
第一種中高層住居専用地域	60%	200%
第一種住居地域	60%	200%
第二種住居地域	60%	200%
近隣商業地域	80%	200%
商業地域	80%	400%
準工業地域	60%	200%
工業地域	50・60%	200%
工業専用地域	50・60%	200%
無指定(市街化調整区域)	50・60%	100・200%

## 道路の後退

建物を建てる敷地は、幅員4m以上の道路に2m以上接していかなければなりません。ただし幅員4m未満の道路については道路の中心線から2m後退した部分までが道路とみなされ、この部分には建物、門や塀、生け垣などは造ることができません。道路の幅員については管理課でご確認ください。

### 道路後退のイメージ



## 家を建てるときの手続き

新築または増築・改築・移転をするときは、工事を始める前に必ず建築確認申請書を建築開発課または民間確認検査機関に提出しなければなりません。

## 家を取り壊すとき

限られた資源を有効活用するため、家を壊すときに発生する建築廃棄物は、分別してリサイクルしなければなりません。そのため、工事を請け負う業者から、廃木材やコンクリート塊などの建築廃棄物の分別と、リサイクル計画などに要する費用について説明を受けてから契約する必要があります。

このときに、全ての解体工事において、アスベスト(石綿)が含まれる建材の有無について事前の調査が必要となります。その結果、アスベストが含まれている場合には、工事中のアスベストの飛散防止対策が必要となりますので、業者と十分話し合う必要があります。

また、工事を始める7日前までに建設リサイクル法の定めに従い、工事の計画書を知事または市長に届け出ることが義務付けられています。

## 対象となる建設工事

工事の種類	規模の基準	届出先
建築物の解体工事(木造2階建て以下の住宅などで延べ面積300m <sup>2</sup> 以下)	延べ面積80m <sup>2</sup> 以上	市役所
建築物の解体工事(上記以外の建築物)	延べ面積80m <sup>2</sup> 以上	
建築物の新築・増築工事	延べ面積500m <sup>2</sup> 以上	熊谷建築安全センター 048-533-8776
建築物の修繕・模様替え(リフォームなど)	請負代金1億円以上	
その他の工作物に係る工事(土木工事など)	請負代金500万円以上	

## 空き家等の適正な管理

空き家など(建築物その他工作物)をそのまま放置すると、防災や環境、衛生、景観など、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼします。空き家などが危険な状態にならないように、所有者(その他管理者、相続人など)は責任を持った管理をお願いします。

## 空き家等バンク制度

市では、空き家・空き地を売りたい・貸したい方から提供を受けた物件の情報を登録後、市ホームページで広くお知らせし、「売りたい(貸したい)方」と「買いたい(借りたい)方」双方の橋渡しを行っています。なお、物件の活用相談や契約交渉などの仲介は、市と協定を締結している「公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会北埼支部」および「公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部県北支部」に属する業者が行うので安心です。

- ~ポイント1~ 住宅に限らず全ての建築物と空き地が対象です(ただし、市街化調整区域内の農地を除く)
- ~ポイント2~ 現在使用している物件でも近く使用されなくなる予定の物件も受付できます
- ~ポイント3~ 状態が良くなくても、不動産のプロが活用相談に応じます

### 【注意事項】

- ・物件に関する交渉および売買、賃借などに係る契約は媒介業者が行うものとし、市は関与しません。
- ・交渉や契約などに関する一切の疑惑、紛争などは当事者間で解決してください。
- ・契約成立時に仲介手数料が発生します。

## 工事に伴う埋蔵文化財取り扱いについて

問 文化財保護課 ☎048-553-3581

市内には、約200カ所の「埋蔵文化財包蔵地」(遺跡)があります。家を建てるなどの工事(土地の掘削、構造物の設置、盛土など)を行う場合は、遺跡に該当するかを文化財保護課に照会してください。遺跡に該当する場合は、届け出を行うことが文化財保護法に義務付けられています。

※工事で埋蔵文化財が破壊される危険がある場合には、工事着工前に発掘調査を実施する必要があります。

## 市道および市有水路を使用するとき

問 道路治水課 ☎048-550-1553

管理課 ☎048-550-1552

水道や下水道、ガスなどを引き込むため道路を掘るときや、建築用の足場などを道路上に出すとき、水路に橋を架けたりするときは管理課に申請書を提出し、許可を受けてください。それらの工事に関する技術的な相談や交通規制に係る協議、車が入りするため歩道を切り下げたりするときは道路治水課にお問い合わせください。

## 市道の幅員証明は

問 管理課 ☎048-550-1552

市道の幅員証明を必要とする方は、管理課に申請してください。

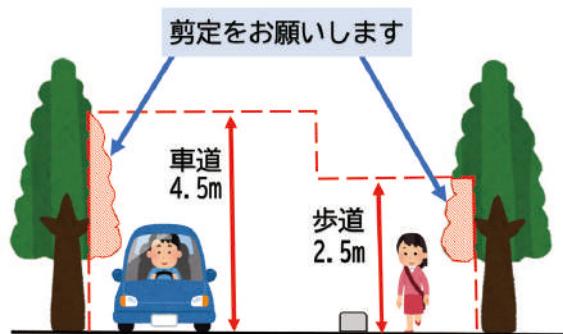
## 私有地と市道および市有水路の境界確認

道路(国・県道を除く)および水路と個人の土地の境界を明確にする必要があるときは、管理課に申請してください。市と関係者との立ち会いの上で境界を確認します。

## 道路にはみ出た樹木の管理

車道や歩道に私有地から樹木や草がはみ出ていると、歩行者や自動車の通行に支障をきたし、事故の原因となる可能性もあり大変危険です。

はみ出た樹木が原因で事故につながった場合、所有者に損害賠償が発生する場合があります。安全安心して道路を利用できるよう、剪定や伐採などを行い適正な管理をお願いします。



## 用途地域

住みよいまちづくりのために、土地利用計画に沿って市街地の各地域に適した類似の用途の建物を集め、合理的な利用を図ろうと決めたものが用途地域です。地域によって建築できない建物があります。

## 用途地域別の建築物の用途制限

用途地域において建築物を建てる場合には、その用途が次の表のようになります。

(建築基準法第48条、同法別表2による)

例示	住居専用地域	第一種低層 住居専用地域	第一種中高層 住居専用地域	第二種 住居地域	第二種 住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿										
兼用住宅のうち店舗、事務所などの部分が一定規模以下のもの										
幼稚園、小学校、中学校、高等学校										
図書館など										
神社、寺院、教会など										
老人ホーム、身体障害者福祉ホームなど										
保育所など、公衆浴場、診療所										
老人福祉センター、児童厚生施設など	①									
巡回派出所、公衆電話所など										
大学、高等専門学校、専修学校など										
病院										
床面積の合計が150m <sup>2</sup> 以内の一定の店舗、飲食店など										③
床面積の合計が500m <sup>2</sup> 以内の一定の店舗、飲食店など										③
上記以外の物品販売業を営む店舗、飲食店				②						
上記以外の事務所など				②						
ボウリング場、スケート場、水泳場など				②						
ホテル、旅館				②						
自動車教習所、床面積の合計が15m <sup>2</sup> を超える畜舎				②						
マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券販売所など					④					④
カラオケボックスなど					④					④
2階以下かつ床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以下の自動車車庫					④					
営業用倉庫、3階以上または床面積の合計が300m <sup>2</sup> を超える自動車車庫(一定規模以下の付属車庫などを除く)										
客席の部分の床面積の合計が200m <sup>2</sup> 未満の劇場、映画館、演芸場、観覧場など										
客席の部分の床面積の合計が200m <sup>2</sup> 以上の劇場、映画館、演芸場、観覧場など										
キャバレーなど										
ナイトクラブなど										
個室付浴場業に関する公衆浴場など										
作業場の床面積の合計が50m <sup>2</sup> 以下の工場で危険性や環境を悪化させる恐れが非常に少ないもの										
作業場の床面積の合計が150m <sup>2</sup> 以下の自動車修理工場										
作業場の床面積の合計が150m <sup>2</sup> 以下の工場で危険性や環境を悪化させる恐れが少ないもの										
日刊新聞の印刷所、作業場の床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以下の自動車修理工場										
作業場の床面積の合計が150m <sup>2</sup> を超える工場または危険性や環境を悪化させる恐れがやや多いもの										
危険性が大きいかまたは著しく環境を悪化させる恐れがある工場										
火薬類、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量が非常に少ない施設					②					
火薬類、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量が少ない施設										
火薬類、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量がやや多い施設										
火薬類、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量が多い施設										

建てられる用途

①600平方メートル以下の中に限り建築可能

建てられない用途

②当該用途に供する部分が3,000平方メートル以下の場合に限り建築可能

③物品販売店舗、飲食店は建築禁止

④床面積の合計が10,000平方メートル以下の場合に限り、建築可能

## 消費生活の相談

- ▶ 突然、屋根や床下の無料点検に来た業者に高額な工事の契約を結ばされた
  - ▶ ネット通販で大幅に値引きされた化粧品を購入したら、高額な「定期購入」の契約だった
  - ▶ 頼んでもいない商品が届き、代金を支払ってしまった
  - ▶ 携帯電話やパソコンでサイトをクリックしたら高額な請求メールが届いた
  - ▶ 借金の返済が苦しく困っている

上記のような相談などを受ける窓口として「行田市消費生活センター」があります。皆さんの消費生活の安定および向上を確保するため、さまざまな消費問題や商品・契約を巡るトラブルなどについて情報提供や相談を行っています。「こんなことで相談など…」と諦めずに相談してください。専門の消費生活相談員が対応します。

「行田市消費生活センター」は毎週月～金曜日(祝日を除く)の午前9時30分～午後3時30分(正午～午後1時を除く)に開設しています。

## クリーニングオフ制度

消費者が訪問販売や電話勧誘販売などで強引な勧誘を受けて意思の定まらないままに契約をしてしまうことがあります。この制度は、このような消費者を救うために活用されています。

- ▶ 契約書面を受け取った日を含めて原則8日以内に書面で通知をします。
  - ▶ はがきに書いて両面をコピーし、控えとして大切に保管してください。
  - ▶ はがきは「特定記録郵便」で送ります。
  - ▶ 商品は返品(引き取りに掛かる費用は業者負担)し、支払った代金は返金されます。
  - ▶ クレジット契約の場合、クレジット会社にも同じものを提出します。
  - ▶ 不明の場合は、消費生活センターにご相談ください。

### はがきの書き方の例(表)

### はがきの書き方の例(裏)

## 地域防犯の活動

## 問 地域活動推進課

### 自主防犯活動団体

市内では緑色の統一衣装を身につけた方が自主的に地域の見回りや、夜間のパトロール、小学生の学校帰りの時間帯に合わせた下校指導などの自主防犯活動に日々取り組んでいます。

